

北方バスターミナル広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北方町広告掲載に関する要綱(平成22年北方町告示第 号。以下「要綱」という。)に基づき、北方バスターミナルへの広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 北方バスターミナルに広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザインの範囲は、要綱第3条及び北方町広告掲載基準(平成22年北方町告示第 号)の規定によるものとする。

(広告の掲載場所等)

第3条 広告の掲載場所等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載場所 岐阜県本巣郡北方町北方1857番地の1(北方バスターミナル内)
- (2) 掲載位置 北方バスターミナル内に設置の北方町案内板
- (3) 掲載枠数 12枠

(広告の規格)

第4条 広告の1枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦210ミリメートル、横600ミリメートル、厚さ5ミリメートル
- (2) 材質 アクリル板

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1月を単位とし、最長1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載枠に空きがあるときは、再掲載を妨げない。

(広告の募集)

第6条 広告掲載の募集は、町ホームページ及び広報きたがたにて行うものとする。

ただし、北方バスターミナルに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)が広告枠数に満たないときは、随時募集又は個別に案内することができる。

2 申込者が募集件数を超えるときは、抽選による。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠当たり月額1,000円とする。ただし、地方公共団体が掲載する広告については無料とする。

2 広告を掲載する者(以下「広告主」という。)は、原則として広告掲載料を町長の指定する期日までに一括して前納するものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第8条 申込者は、北方バスターミナル広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に広告案を添付し、指定された期日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、申込書を受理したときは、その内容等を審査し、速やかに広告掲載の可否を決定し、北方バスターミナル広告掲載決定（却下）通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

（広告の作成方法等）

第9条 広告は、町が指定する方法により広告主の負担で作成し、指定する期日までに提出する。

2 広告の掲載期間内に広告の破損等が生じた場合は原状回復するものとし、その費用は広告主が負担する。

3 広告主は掲載期間終了後、速やかに原状回復しなければならない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、北方バスターミナルへの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。